

千葉県高齢者施設建設費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における高齢者施設（以下「施設」という。）の整備を促進するため、社会福祉法人が行う施設建設の事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に基づき、当該社会福祉法人に対し補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設するものに限る。）の整備に係る事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、補助事業を行う社会福祉法人とする。

(補助金の額)

第4条 補助事業の補助額については、別表に掲げる対象経費と補助基準額を比較して、少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助事業が2ヵ年度以上にわたり継続する場合には、補助額に当該年度に係る工事の進捗率の割合を乗じて得た額とする。ただし、予算額が補助額を下回る場合は当該予算額とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県高齢者施設建設費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容のうち、次の事項を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

- (7) 補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業を行うために締結するいかなる契約についても、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取り扱いに準拠すること。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第14号）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることがある。

- (13) その他市長が必要と認める事項。
- (14) 補助事業者が（1）から（13）により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市に納付させることがある。

（交付決定通知）

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市高齢者施設建設費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（変更交付の申請等）

第8条 第6条第1号の規定による承認を受け、補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市高齢者施設建設費補助事業変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市高齢者施設建設費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 第6条第3号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市高齢者施設建設費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による状況報告をしようとするときは、補助金交付決定に係る年度の12月末現在で作成した千葉市高齢者施設建設費補助事業工事進捗状況報告書(様式第6号)を該当年度の1月10日までに市長に提出して行なわなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業が完了してから30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに千葉市高齢者施設建設費補助事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

なお、事業を翌年度に繰越するときは、千葉市高齢者施設建設費補助事業実績報告書(様式第7号)の他に、千葉市高齢者施設建設費補助事業年度終了報告書(様式第8号)をこの補助事業の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日までに市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市高齢者施設建設費補助金額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市高齢者施設建設費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市高齢者施設建設費補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市高齢者施設建設費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市高齢者施設建設費補助金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第20条の規定により、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、千葉市高齢者施設建設費補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月21日から施行する。

別表

補助対象施設	対象経費	補助単価 (1床あたり)	補助基準額	対象法人
特別養護老人ホーム	補助対象施設分の工事費、工事請負費に係る経費。 ただし、造成工事、外構工事、倉庫及び車庫の建設に要する経費等は除く。	3,702,000 円	補助単価×床数	社会福祉法人
老人短期入所施設		1,762,000 円	補助単価×床数	